

東金市児童虐待防止のための活動指針



東 金 市

令和元年 10 月

目 次

1.目 的	P1
2.児童虐待の早期発見に視点をおいた活動	P2
3.児童虐待対応における市の役割	P3
➤ 市の役割	
➤ 児童相談所との役割分担	
4.相談・通告への対応	P6
➤ 相談・通告の受付	
➤ 相談・通告時における対応	
➤ 相談・通告後の対応	
5.調 査	P10
➤ 調査の意義	
➤ 子どもの安全の確認	
➤ 調査における留意事項	

1. 目 的

児童虐待は、核家族化や人間関係の希薄化など、家族形態の変化により、どこの家庭でも起こりうる現象となっており、発見が難しく、社会全体で取り組むべき重要な課題となっている。

その様な社会背景の中、平成 16 年の児童福祉法及び児童虐待防止法改正により、児童虐待の防止から自立支援に関する国や都道府県・市町村の責務が規定されるとともに、従前は児童相談所のみであった児童虐待の通告先に市町村が追加された。

また、市民の児童虐待に対する意識は高まってきており、「児童の衣服が汚れている」「最近声が聞こえないから心配」など、見落とししやすい点などに気づいた通告もあることから、市民からのサインに対する確に反応することも重要となってきた。

以上のことから、本市における児童虐待の発生を未然に防ぐため、また、発生した場合の児童虐待に対応するため、「東金市児童虐待防止のための活動指針」を次のとおり定める。

2. 児童虐待の早期発見に視点をおいた活動

児童虐待は、その多くが家庭内で生じることから、被害を受ける子どもは声をあげにくいという特性があり、発見される時点では既に重篤な状況に至っていることもあり、児童虐待を受けた児童は、発育障がいや発達遅滞、情緒面や行動面の問題、さらには世代間連鎖等を起こすことがあり、手厚い支援が必要となることから、早期発見・早期対応のみならず、発生予防に向けた取り組みを行うことが重要である。

具体的には、家庭相談員による相談や乳幼児健康診査、新生児訪問等の母子保健事業、加えて、学校をはじめとする子どもの所属機関における見守りなど、児童虐待防止の視点を強化し、支援を必要とする家庭を早期に発見して、適切な支援活動を行うことが必要である。

そして、育児負担の軽減や養育者の孤立化を防ぐ目的で、地域の支援機関につなげることも必要であることから、関係機関等とネットワーク体制を構築した上で、保健、医療及び福祉等がそれぞれの役割を認識し、連携を図りながら児童虐待の発生を未然に防止することが重要である。

本市においては、「要保護児童対策地域協議会（以下「要対協）」と「子育て世代包括支援センター」が中心となり児童虐待の早期発見・早期対応にあたる。

子育て世代包括支援センターは、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行うことを目的として、子育て支援課と健康増進課に設置されたもので、子育て支援課では各種助成や支援の相談に応じ、健康増進課では地区担当保健師が妊娠・出産・育児に関する相談に応じることにより、支援を必要とする家庭を把握し、適切な支援を行うことにより児童虐待の発生の未然に防止に努める。

要対協は、虐待を受けた、または虐待が心配される児童及びその保護者や、複雑な家庭等の事情により、出産及び出産後の育児において社会的リスクの高い妊婦、いわゆる特定妊婦に関する情報を共有し、虐待の防止及び児童等に対する支援を行う協議会で、子育て支援課が調整機関となり、児童相談所や警察などの関係機関をはじめ学校や幼稚園・保育所などの児童が所属する機関、民生・児童委員協議会や母子保健推進協議会などの地域で児童に関わる団体及び市の関係部署で組織し、定期的に情報共有を行いながら、児童虐待の早期発見及び適切な保護または支援を実施している。

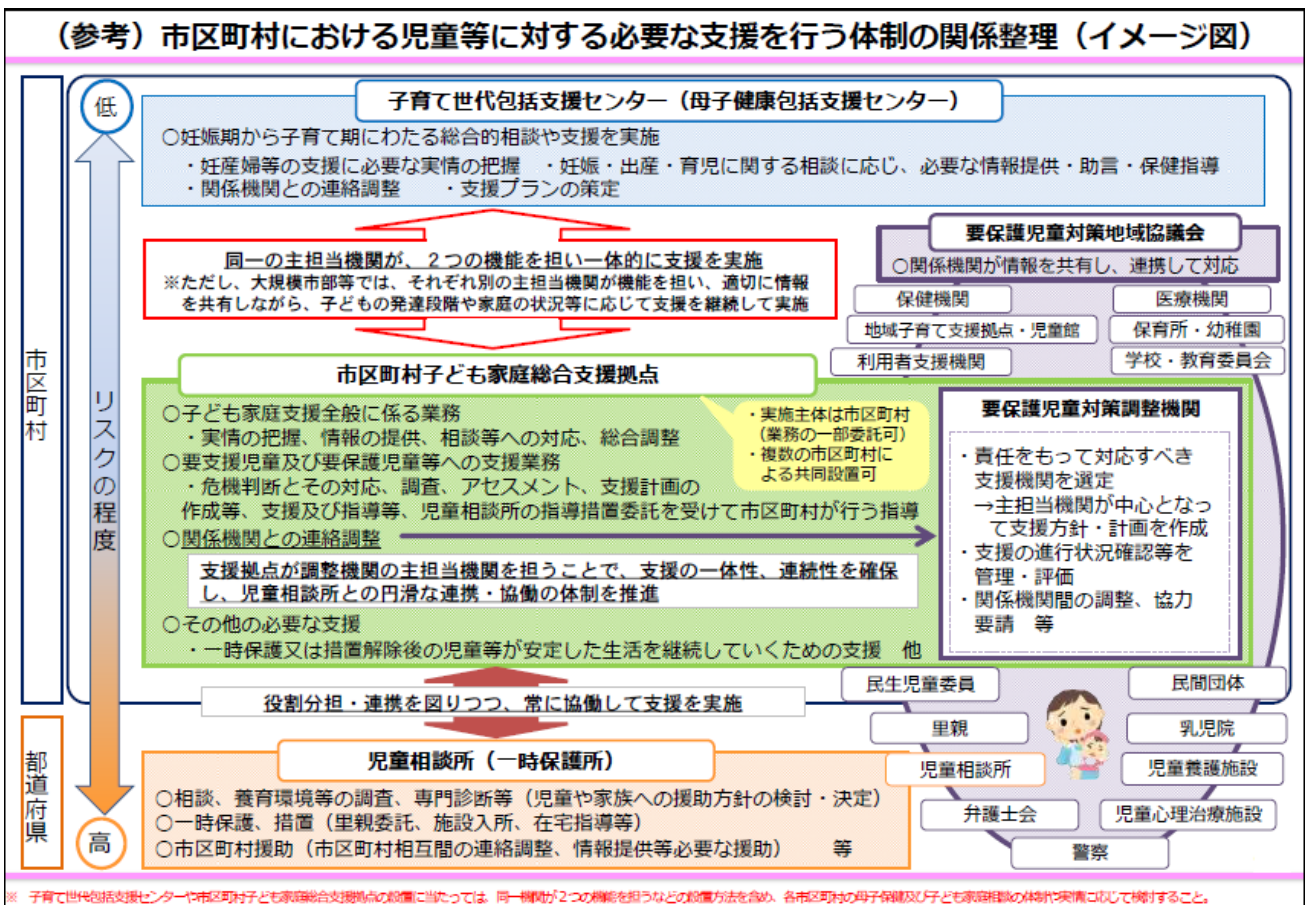
3. 児童虐待対応における市の役割

市の役割

地域で生活する市民に最も身近な機関である市が、一般子育てに関する相談をはじめ、児童虐待や障がい等、継続した支援が必要な相談（以下「児童家庭相談」）などの一義的な窓口である。

つまり、虐待の未然防止や早期発見の取り組みについては、市が中心的役割を担っており、児童家庭相談に応じて必要な調査や指導を行っていくことが重要となってくる。

市の具体的な役割としては、要対協と子育て世代包括支援センターが中心となり、児童家庭相談をはじめとした支援に、次のとおり取り組んでいく。



※平成 29 年度全国児童福祉主幹課長・児童相談所長会議資料より抜粋

(1) 発見・早期対応及び発生予防・未然防止

要対協に参画する学校や保育所等と連携し、ハイリスク家庭への見守りを行うことにより、虐待の発生・深刻化を防ぐ。

また、学校や保育所等に所属していない児童については、養育支援訪問事業、乳児家庭全戸訪問事業、乳幼児健康診査や新生児訪問等の母子保健事業や子育て支援事業を通じて、支援を必要とする家庭を把握し、適切な支援を行う。

(2) 相談の受理・対応

市民等からの相談や通告を受けて、情報収集等の調査、子どもの安全確認や、必要に応じて指導や助言を行う。(詳細は「4.相談・通告への対応」にて)

(3) 緊急性・重症度の判断

一般の子育て支援サービス等を活用することで対応可能な比較的軽微なケースであれば、市が中心となり対応する。

その結果、児童相談所による行政権限の発動(立入調査、出頭要求、臨検・搜索、一時保護、施設入所等)が必要と判断されるケースについては、児童相談所へ援助依頼または送致をする。

また、送致後等児童相談所が主担当であるケースについて、市が関わりを持つ中で、立入調査や出頭要求、一時保護が必要と判断した場合には、児童相談所へ通知を行う。

なお、専門的な心理診断や行動観察などが必要な場合にも、児童相談所に援助依頼等、連携を図って支援を行う。

(4) 情報の一元管理・ケースの進行管理

市が情報を一元的に管理する要保護児童等(要保護児童、要支援児童やその保護者および特定妊婦。以下同じ。)において、動き(支援方針の変更、所管部署の変更、再通告ほか)があった時には、そのケース児童ごとの関係機関から随時情報が入るよう連携を密にしておく。

市が主担当で対応している事例はもちろんであるが、児童相談所が主担当の在宅ケースや施設等入所中の子どもに関する情報も把握していく。

(5) 施設等退所後のアフターケア

子どもが施設等から地域へ戻った後に安定した生活を継続できるよう、子どもや家庭への支援や必要なサービスの提供を行う。

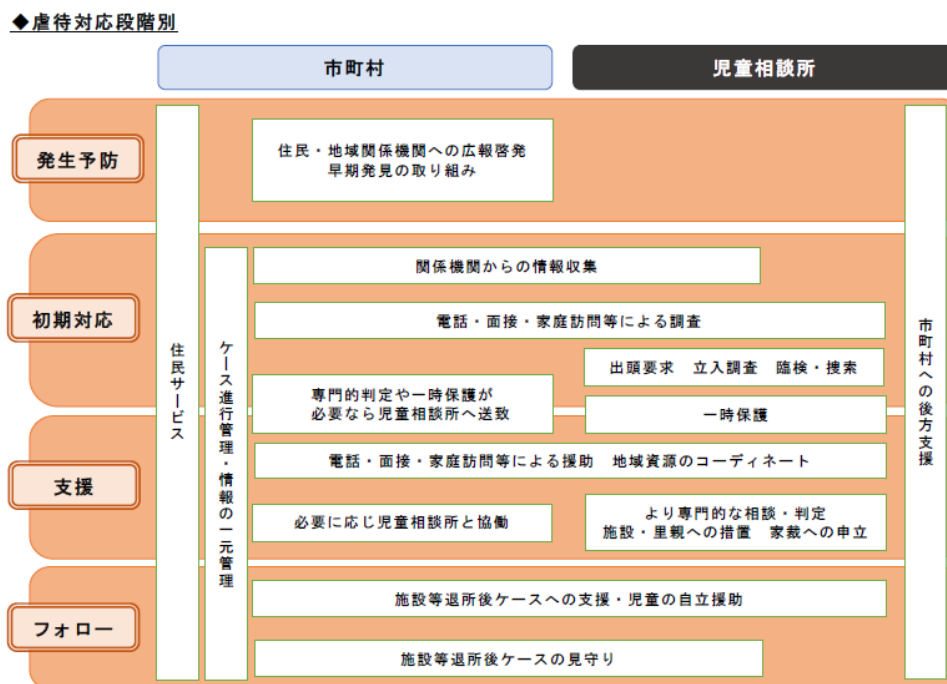
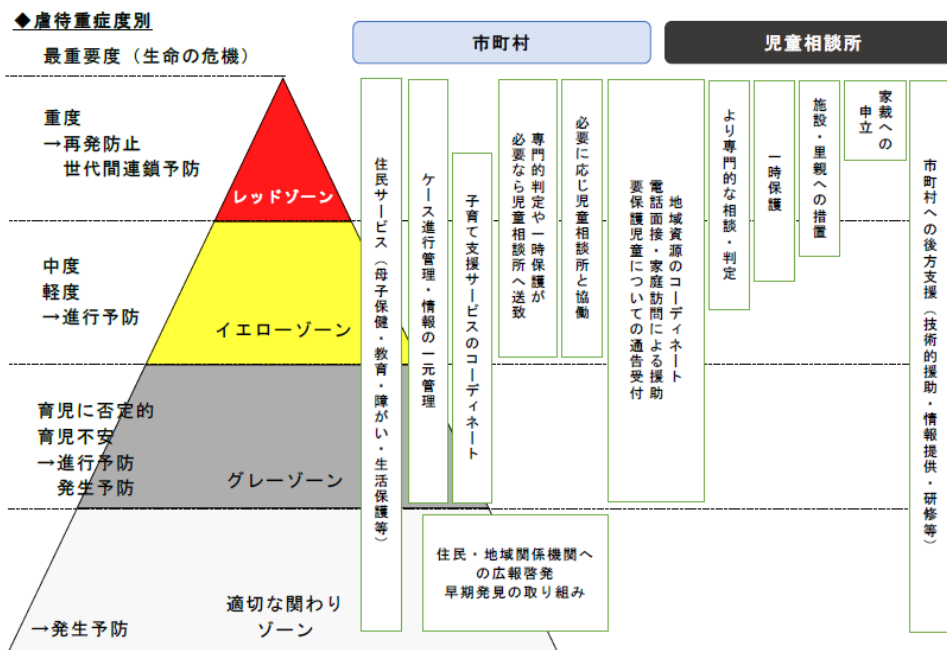
児童相談所との役割分担

市と児童相談所は、互いの特性を理解し、適切に役割分担をしながら児童虐待に対応していくことが求められる。

千葉県子ども虐待対応マニュアルにも示されるとおり、役割分担をしつつも、連携して対応していくことが重要である。

《市町村・児童相談所の機能》

(下図では代表的な機能を例として挙げており、実際のケースでは状況に応じて役割分担する)



※千葉県子ども虐待対応マニュアルより抜粋

4. 相談・通告への対応

相談・通告の受付

(1) 相談の受付

市は、児童及び妊産婦の福祉に関する問題について、家庭その他からの相談に応じることとされており(児童福祉法第11条第1項第2号二)、直接来所または電話による家庭及び関係機関からの相談に応じる。

具体的な相談の種別は次に示すとおりであり、狭義の要保護児童対応だけでなく、子どもに関する各種の相談を幅広く受け付ける。

相 談 の 種 別			
養護 相談	児童 虐待 相談	身体的虐待	生命・健康に危険のある身体的な暴行
		性的虐待	性交、性的暴行、性的行為の強要
		心理的虐待	暴言や差別など心理的外傷を与える行為
		保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為及び棄児
	その他の相談	父又は母等保護者の家出・失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による育児困難、迷子、親権を喪失した親の子、後見人を持たぬ児童等児童虐待相談以外の環境的問題を有する児童、養子縁組に関する相談。	
	保健相談	未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患(精神疾患を含む)を有する児童に関する相談。	
障害 相談	肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談。	
	視聴覚障害相談	盲(弱視を含む)、ろう(難聴を含む)等視聴覚障害児に関する相談。	
	言語発達障害等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ児童、言語発達遅滞、注意欠陥障害を有する児童等に関する相談。ことばの遅れの原因が知的障害、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合は除く。	
	重症心身障害相談	重症心身障害児(者)に関する相談	
	知的障害相談	知的障害児に関する相談	
	発達障害相談	自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の児童に関する相談。	
非行 相談	ぐ犯行為等相談	虚言等、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為、問題行動のある児童、警察署からぐ犯少年として通告のあった児童、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のない児童に関する相談。	
	触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった児童、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった児童に関する相談。受け付けたときには通告がなくても調査の結果通告が予定されている児童に関する相談も含む。	
育成 相談	性格行動相談	児童の人格の発達上問題となる犯行、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する児童に関する相談。	
	不登校相談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校(園)していない状態にある児童に関する相談について計上すること。非行が主である場合や精神疾患、養護問題が主である場合等には、そのそれぞれの項に計上。	
	適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談。	
	育児・しつけ相談	家庭内における幼児の育児・しつけ、児童の性教育、遊び等に関する相談。	

(2) 通告の受付

虐待相談においては、特に受付段階(初期段階)の対応が重要であり、その後の対応に影響を与えることもあることを十分注意する。

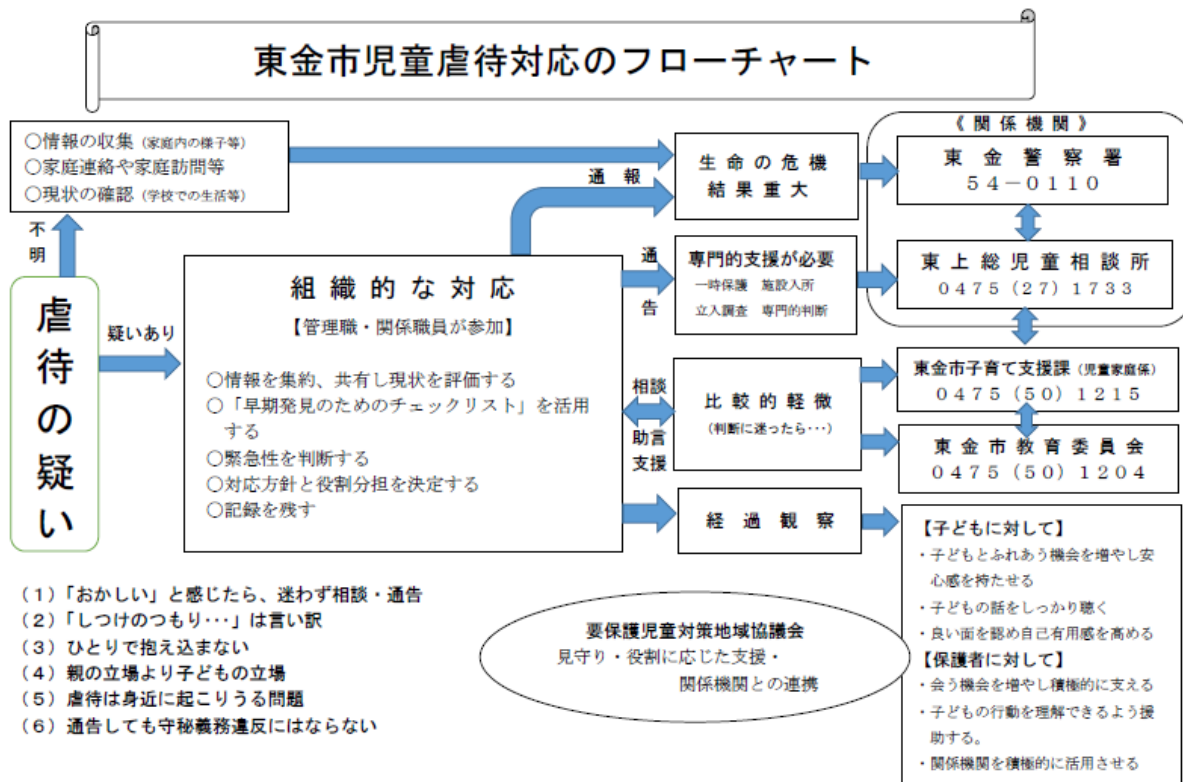
なお、深刻な虐待が疑われる場合など緊急性、専門性が高いと判断した場合には、通告を受理し、児童相談所と協議した上で送致する。

【通告であるか明らかでない場合の対応】

平成 16 年児童福祉法改正法及び平成 16 年児童虐待防止法改正法において、要保護児童及び児童虐待に係る通告先として市が新たに規定された。

市は、要保護児童や虐待を受けたと思われる子どもを発見した際の通告先とされているところであり、また、初期対応が重要であることも踏まえ、通告であるのかが必ずしも明らかでない場合であっても、情報収集に努め、積極的に通告として対応するよう努めなければならない。

※東金市における学校等の児童虐待対応フローチャート



相談・通告時における対応

(1) 相談・通告時において把握すべき事項

相談・通告時に把握すべき事項は次のとおりであるが、相談・通告については、受容的対応に努め、引き続き相談等が継続できる信頼関係を構築することを重視する。

[1]子どもの現在の状況(子どもの命に影響があると思われるような状況にあるのか等)

[2]児童記録票に記載する事項(子どもの氏名・生年月日・住所、保護者の氏名・住所・職業、学校等、家族状況、主訴、過去の相談歴等)

[3]子どもの家庭環境

[4]子どもの生活歴、生育歴

[5]子どもの居住環境及び学校、地域社会等の所属集団の状況

[6]援助等に関する子ども、保護者等の意向

[7]その他必要と思われる事項

(2) 相談・通告時において留意すべき事項

[1]相談者の不安・緊張をほぐすような姿勢や態度で面接をはじめること。(不安緊張の除去、安心感の形成)

[2]相談者ができるだけ多く話ができるよう、途中で口をさしはさまないなどの配慮を行い、相談者の言葉に共感しながら耳を傾けること。(上手な受け手としての役割)

[3]相談者の立場に立ち、「この人には何でも安心して話ができる」「問題解決に向けて真摯に考えてくれる」という相談者からの信頼感を得ること。(信頼感の獲得)

[4]事情聴取的な調査はせず、子どもや保護者等の自然な話の流れの中から必要な情報を把握すること。その際、推察で判断せず、できるだけ具体的な事実を聞くよう心がけること。(相談者の話の調子・流れを尊重した面接の実施)

[5]不登校・不登園相談の背景に虐待などが隠されている場合があるので、聴取すべき情報や気になる情報については省くことなく収集し、総合的に判断すること。(総合的判断)

[6]一時保護など緊急対応が必要な場合は、即時に児童相談所に援助依頼または送致をすること。(即時送致の実施)

[7]他機関への紹介が必要と認められた場合には、子ども、保護者等の意向を確認した上で、利用者の状況や利便性などを考慮した上で対応機関につなげること。(相談者の意向や利便性を尊重した紹介)

[8]虐待通告等の場合、通告者と虐待等を行っている者との関係等を踏まえ、守秘義務の遵守を含め情報源の秘匿等に十分配慮して対応すること。(秘密の保持の徹底)

(3) 相談・通告時における支援等

必要に応じ、相談・通告時において把握した事項を踏まえ、支援等を行う。

継続的に市において相談援助活動を行う必要がある場合には、今後の相談援助方法についての説明を行う。

また、他機関への紹介が必要と認められる場合には、子ども、保護者等の意向を確認の上、電話で紹介先に連絡をとる等利用者の利便を十分図ること。

(4) その他

守秘義務にかかわること(児童虐待防止法第6条第2項、同法第7条)や調査項目、速やかな安全確認(児童虐待防止法第8条、児童福祉法第25条の6)等について、意思統一を図っておく必要がある。

相談・通告後の対応

(1) 緊急の対応が必要な場合

相談・通告を受けた者は、当該ケースについて、速やかに安全確認を実施する。

※緊急保護の要否判断の参考として、千葉県子ども虐待対応マニュアルに定める「緊急度アセスメントシート」を作成する。

(2) その他の場合

緊急の対応まで必要としない場合については、相談・通告を受けた者は、児童記録票に聴取した事項のほか、面接所見やその際行った助言等の内容を記録すること。

5. 調 査

調査の意義

調査は子ども、保護者等の状況等を知り、それによってその子ども、保護者等にどのような援助が必要であるかを判断するために行われるものであり、相互信頼関係の中で成立するものである。

通告者の情報だけでは事実関係が不明確な場合、学校や保育所、児童委員、近隣等、その子ども及び家庭の事情等に詳しいと考えられる関係者、関係機関と密接な連絡をとる等、迅速かつ的確な情報収集に努めることにより早期対応を図る。

したがって、事情聴取的な形ではなく、子どもや保護者等の気持ちに配慮しながら情報の収集を行う。

子どもの安全の確認

虐待相談の場合、緊急保護の要否を判断する上で、子どもの心身の状況を直接観察することが、極めて重要である。

平成 16 年児童虐待防止法改正法により、児童虐待に係る通告を受けたときは、「市町村又は福祉事務所の長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の手段により当該児童の安全の確認を行うよう努める」とされた。

このため、子どもの安全確認を行う際には、子どもに会って確認することを基本とする。

保護者の協力が得られない等の理由により、安全確認ができない場合は、児童相談所による立入調査の実施も視野に入れつつ、児童相談所に連絡し、連携を図り対応する。

また、当該ケースが、行政権限の発動を伴う対応が必要な状況になっているか否かを、定期的な訪問等を通じて確認する。

虐待相談の場合、調査に対する客観性の確保が特に強く求められること、保護者等の加害の危険性があること等から、調査に当たっては複数の職員が対応する等、柔軟な対応に努める。

調査における留意事項

- (1) 子どもや保護者等との面接等による情報の収集については、できる限り子どもや保護者等の気持ちに配慮しながら行う。
- (2) 子どもの家庭、居住環境、地域社会の状況、所属集団における子どもの状況等の理解については、訪問による現地調査により事実を確認する。
- (3) 聞き取りなど情報提供の協力を求めた者に対しては、個人情報の保護の徹底を求めること。特に近隣住民に協力を求める際にはこの点について十分な配慮が必要である。
- (4) 関係機関の職員等との面接も重要である。特に、虐待相談等の場合、子どもや保護者等との面接だけでは正確な事実関係の把握が困難な場合も多いので、幅広い情報収集に努める。
- (5) 直接調査することが困難な場合または確認を要する場合等には、文書等により照会する。



オレンジリボンには
子ども虐待を防止するという
メッセージが込められています。

東金市 市民福祉部 子育て支援課
千葉県東金市東岩崎1番地1
TEL 0475-50-1215
Email kosodate@city.togane.lg.jp